

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新技術開発財団（以下「当財団」という。）の定款第17条および第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当財団の役員及び評議員の、在任中の職務遂行に関わる報酬等並びに費用に関して適用する。

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 常勤監事とは、監事のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事及び常勤監事以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第15条に基づき任命された者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第4条 当財団の役員等は原則無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。その額は、毎年総額2,160万円超えないものとする。

- 2 常勤理事及び常勤監事には、別表1の常勤理事及び常勤監事俸給表に基づき、定例報酬を支給する。
- 3 常勤理事及び常勤監事に対する賞与および退職慰労金は支給しないものとする。ただし、役員等には、退任したとき、別表2に定める額の範囲内において、退任記念品を贈ることができる。
- 4 非常勤役員に対しては理事会出席等、評議員に対しては評議員会出席等、出席の都度、別表3の定額を支払うことができる。

(定例報酬の額の決定)

第5条 当財団の常勤理事及び常勤監事の定例報酬月額は、常勤理事及び常勤監事俸給表（別表1）の通りとする。

- 2 各々の常勤理事の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
- 3 各々の常勤監事の報酬月額は俸給表のうちから、評議員会の決議によって決めるものとする。

(報酬の支給の方法)

第6条 給与は、毎月1回内訳を明示して、原則として毎月25日に、法令で定められたものを控除して、本人の申請にもとづく銀行口座等に振り込んで支給する。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

- 第7条 当財団は、役員等がその職務遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員を対象とする給与規程に準ずる。
- 3 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、別に定める役員および評議員の出張旅費規程に基づいて出張費として支給することができる。

(公表)

- 第8条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

(施行日：平成24年4月1日)

平成28年6月3日改定（第3条～第6条、別表1～別表3）

(別表1)

常勤理事及び常勤監事俸給表

| 区分 | 月額（円） |
|----|---------|
| 1 | 600,000 |
| 2 | 550,000 |
| 3 | 500,000 |
| 4 | 450,000 |
| 5 | 400,000 |

※区分は役位、勤続年数、勤務日数、等を勘案し、以下のように適用する。

会長、理事長：1～2区分

専務理事：2～3区分

理事：3～5区分

監事：3～5区分

(別表2)

役員等退任記念品（商品券）

| 区分 | 金額（税控除後の額） |
|-----------|------------|
| 会長 | 500,000円 |
| 理事長 | 300,000円 |
| 専務理事 | 200,000円 |
| 評議員会会長 | 300,000円 |
| 評議員会副会長 | 200,000円 |
| 理事、監事、評議員 | 100,000円 |

上記の他に、20,000円相当のワイン。

(別表3)

非常勤役員及び評議員の報酬

| 区分 | 金額（税控除後の額） |
|----------------|--|
| 非常勤役員 及び評議員 | 東京都内出席の都度：一人一律10,000円 東京都外出席の都度：一人一律20,000円 |